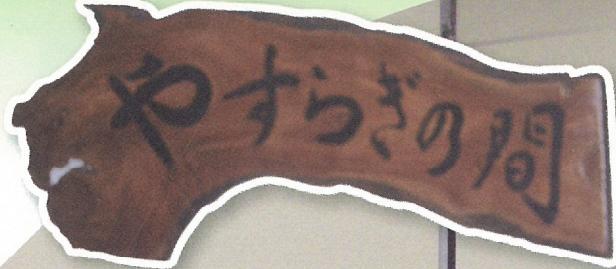


# やなせの森



## ショートステイの ホールが完成しました。

施設長と一緒に  
ホームの方々もあそびに  
来られています。



水回りもこんなに  
キレイになりました。

### 目次

#### CONTENTS

- 特集「成年後見制度」..... p.2~3
- 思い出アルバム ..... p.4~5
- ボランティアさん募集  
おしらせ など ..... p.6



# 成年後見制度

もし認知症になっても  
安心して住み慣れた地域で  
暮らしたい！

高齢者を狙った  
悪徳商法等の被害から  
身を守るためにも。



Q1

## 成年後見制度ってどんな制度ですか？

**A** 認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金の管理をしたり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらの事をするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断できずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害に遭うおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

Q2

## 成年後見制度にはどんなものがありますか？

**A** 成年後見制度には、大きく分けると「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つがあります。また、法定後見制度は、「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれており、判断能力の程度など本人の事情に応じた制度を選べるようになります。

	後見	保佐	補助
対象となる方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立てをすることができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官など、市町村長(※1)		
成年後見人等(成年後見人・保佐人・補助人)の同意が必要な行為	民法第13条第1項所定の行為 (※2)(※3)(※4)	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」 民法第13条第1項所定の行為の一部(※1)(※2)(※4)	
取消しが可能な行為	日常生活に関する行為以外の行為	同上(※2)(※3)(※4)	同上(※2)(※4)
成年後見人等に与えられる代理権の範囲	財産に関する全ての法律行為	申し立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」(※1)	同左(※1)

(※1)本人以外の者の請求により、保佐人に代理権を与える審判をする場合、本人の同意が必要になります。  
補助開始の審判や補助人に同意権・代理権を与える審判をする場合も同じです。

(※2)民法第13条第1項では、借金、訴訟行為、相続の承認・放棄・新築・改築・増築などの行為が挙げられています。  
(※3)家庭裁判所の審判により、民法第13条第1項所定の行為以外についても、同意権・取消権の範囲を広げることができます。  
(※4)日用品の購入など日常生活に関する行為は除かれます。



任意後見制度は、本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を公証人の作成する公正証書で結んでおくというものです。そうすることで、本人の判断能力が低下した後に、任意後見人が、任意後見契約で決めた事務について、家庭裁判所が選任する「任意後見監督人」の監督のもと本人を代理として契約などすることによって、本人の意思に従った適切な保護・支援をすることが可能になります。

**Q3**

## 成年後見人等には、どのような人が選ばれるのでしょうか？

**A** 成年後見人等には、本人のためにどのような保護・支援が必要かなどの事情に応じて、家庭裁判所が選任することになります。本人の親族以外にも、法律・福祉の専門家その他の第三者や、福祉関係の公益法人その他の法人が選ばれる場合があります。成年後見人等を複数選ぶことも可能です。また、成年後見人等を監督する成年後見監督人などが選ばれることもあります。

**Q4**

## どのような支援を受けられますか？

### 財産管理

本人の預貯金の管理、不動産などの処分、遺産分割など財産に関する契約などについての助言や支援。

### 身上監護

介護・福祉サービスの利用や医療、福祉施設への入退所の手続きや費用の支払いなど、日常生活に関する契約などの支援。

### 代理権

本人に代わって契約などの法律行為ができる制度です。本人の生活に必要な契約などを行い、援助します。

### 同意権・取消権

本人が契約などの法律行為を行うにあたり、支援する人の同意が必要になります。また、支援する人の同意がないまま本人が契約などの法律行為を行った場合には、支援する人がその行為を取消すことができます。

今回の特集は、「成年後見制度」を取りあげました。高齢世帯や高齢者単身世帯が増え、認知症の対応が迫られる事例が増加する昨今、自分自身のために、またみんなの安心のために、後見制度があります。制度は複雑で「法定後見」と「任意後見」があり、社会福祉協議会が援助する「日常生活自立支援事業」もあります。今すぐ対応が必要なかたも、将来が心配なかたも、ちょっと立ち止まって、考えてみませんか？！…法務局や弁護士、司法書士、社会福祉士、社会福祉協議会などが手続きに関わりますが、まずは身近な介護支援専門員ニケアマネージャーさんを窓口に、相談してみましょう。

※記事は法務省資料などを参考にしました。



庄東  
ディ

## 貼り絵作り



## 獅子舞

迫力満点の  
獅子舞を堪  
能しました。



## 年忘れ の集い

龍と虎の貼り絵。皆さん完成し  
た出来栄えにも満足でした。

## コスモスウォッチング



庄東  
ディ

辺り一面のコスモスを観賞してきました。



庄東  
ディ

ホーム

## 新年会

すばらしいヴィ  
オリラの演奏に  
皆さん聞き入っ  
ていました。



ホーム

## 節分

「福は～内!鬼は～外!」  
今年も福の多い年で  
ありますように…。

やなせ  
ディ



## 外食ツア-

焼き肉やお寿司の外食  
に出かけました。お腹  
いっぱい大満足!!



ホーム

# あの日あの時 思い出アルバム

## カルタ大会

「はいっ!」とみなさん。真剣な面持ちでカルタを取っていました。



## 新年お楽しみ会



ホーム

獅子舞

ホーム

## 忘年会

いつもの食事とはまた違う雰囲気で会話も食も弾みました。



ホーム

## 個別活動

一文字一文字に思いを込めて…。

## 月見だんご作り

一つ一つ丁寧に作り、おいしくいただきました。



やなせ  
デイ

ホーム

# ボランティアさん 募集!

新しくなりました!

苑内のカーテン、ナースコールが新しいものに変わりました。居室内的カーテンはピンク色となり、

あたたかく、明るい雰囲気になりました。トイレの

カーテンは男性トイレが水色、女性トイレはピンクとなり、さわやかな雰囲気になっています。

ナースコールはボタンを押すと音楽が流れ、各

棟ごとに音色を設定できるようになつたので、わかりやすくなりました。また職員は常に子機を携帯し、迅速に対応出来るようになりました。

勇気を出して  
一步踏み出して  
ご連絡お待ちして  
あります!

32-3050  
担当森まで



明るい  
雰囲気に  
なりました



勇気を出して  
一步踏み出して  
ご連絡お待ちして  
あります!

32-3050  
担当森まで



さらに  
便利に  
なりました



たくさんの寄付をいただき、まことに  
ありがとうございます

## ●寄付品

## 感謝申しあげます

河江 敬次 様	築場 勉 様	小倉 外次 様
尾川 貞子 様	澤村 スミ 様	吉田 信行 様
五島 清 様	堺 文夫 様	五島 憲治 様
梅檀山特産の里 原野 豊郷 様	砺波市商工農林部 農地林務課 様	江田 憲治 様
砺波市営農指導協議会 会長 安念 となみ野農業協同組合 代表理事組合長	佐野 日出勇 様	
(社)富山善意銀行 様		
スリーテイ運輸(株) 様		

## ●寄付金

五野 和之 様  
清水 欣司 様  
二十野 秋子 様  
(順不同)

ありがとうございました。



## ●編集後記●

「やなせの森31号」を無事発行することができ、嬉しく思います。  
さて、今年度やなせ苑は20年目を迎えます。地域の皆様に助けられて20年を迎えることができました。  
これからも地域の皆様のお力を借りながら、地域福祉発展のために努力していきたいと思います。  
これからも、末永くよろしくお願いいたします。